



契約マネジメントシステム
「ホームズクラウド」を利用した
電子契約に関する説明書

株式会社Holmes

監修:西村あさひ法律事務所

目 次

I	ホームズクラウドの概要	1
II	ホームズクラウドによる電子契約書作成の仕組み	1
	1. 契約書の作成	1
	2. 契約書の承認	1
	3. 契約書の締結	1
III	ホームズクラウドによる電子文書の安全性の確保	2
	1. 契約書の意義	2
	2. 文書の真正	2
	(1) いわゆる「二段の推定」	2
	(2) 電子文書の「真正な成立」	3
	(3) ホームズクラウドにおける「電子文書の真正な成立」の確保	4
	3. 契約締結権限・社内手続の履践	5
	(1) 契約締結権限・社内手続履践の必要性	5
	(2) ホームズクラウドにおける契約締結権限・社内手続履践の確認	6

公開：2019年9月27日
更新：2020年6月25日

この説明書(以下「本書」といいます。)は、当社が提供する契約マネジメントシステム「ホームズクラウド」を利用して作成された契約書(以下「電子契約書」といいます。)の安全性について説明する書面です。なお、当社は、本書に記載される内容のうち、法的な事項については、西村あさひ法律事務所からのアドバイスを得て作成しています。なお、本書は、他社が提供する電子契約サービスの安全性について説明するものではありませんので、ご注意ください。

I ホームズクラウドの概要

ホームズクラウドは、契約書の作成、締結、承認、管理を一貫してワンストップで行うことのできるクラウドサービスです。ホームズクラウドを使用することにより、契約書の作成から締結に至る過程における社内の調整・承認プロセス、当事者間の交渉及び締結手続をデジタル化し、契約関連業務の効率化を実現できます。また、ホームズクラウドを使用して締結した契約書だけでなく、貴社がこれまでに締結した紙媒体の契約書についてもホームズクラウドにおいて保管・管理することが可能です。これにより、貴社における一元的な契約マネジメントが可能となり、最適な契約オペレーションが実現します。

II ホームズクラウドによる電子契約書作成の仕組み

1. 契約書の作成

貴社が締結する契約の目的・内容に合わせ、クラウド上で契約書のドラフトを作成します。その際、ホームズクラウドが提供する約 300 種類のテンプレートを使用することが可能なほか、貴社が利用している契約書のひな型や、貴社がこれまでに締結した契約書をテンプレート化してホームズクラウドに保存し、自由に編集して使用することも可能です。

契約書のドラフトを作成した後、契約相手方とドラフトのやり取りをする場合は、編集用の URL を契約相手方に送付することにより、契約相手方がホームズクラウド上でドラフトを確認することが可能です。契約相手方は、ホームズクラウド上で、受領したドラフトを直接修正したり、貴社に対するコメントを残したりすることができます。

2. 契約書の承認

作成された契約書のドラフトは、貴社内部での決裁プロセスに沿って各担当者による承認を得ることとなります。その際、ホームズクラウドを利用することにより承認の依頼状況及び承認状況を一元的に管理・確認することができます。

3. 契約書の締結

貴社内部で承認を得た契約書ドラフトはホームズクラウド上で契約相手方に提示され、契約相手方が契約書ドラフトの内容に合意した場合、電子サインを行い契約書の締結に至ることとなります。その際、契約書の内容が事後的に改ざんされることを防ぐため、ホームズクラ

ウドではタイムスタンプ^{*1}による認証システムを採用しています。タイムスタンプによる認証システムの詳細については下記III.2.(3)2をご参照ください。

III ホームクラウドによる電子文書の安全性の確保

1. 契約書の意義

日本法上、契約は、契約を成立させる意思表示(申込みと承諾)の合致により成立するのが原則です^{*2}。従って、有効な契約の成立には、契約書の作成は原則として必要ありません。しかし、後日、契約の成否や内容について紛争が発生した場合には、契約書は、当事者の主張を裏付ける重要な証拠になります。そのため、実務上は、重要な契約の締結に際して契約書が作成されるのが通常です。

もっとも、契約書に契約主体として記載されている者に対して、契約書に記載されている内容通りの効果を帰属していることの証拠として契約書を使用する際には、1当該契約書が挙証者の主張する特定人によって作成されたものであること(文書の真正、下記 2.)及び2当該特定人が当該契約書を締結する権限を有していたこと(下記 3.)が必要となります。

2. 文書の真正

伝統的な紙媒体で作成された契約書は、民事訴訟においては「文書(私文書)」と呼ばれ、書証の対象となります。書証は、文書に記載された特定人の意思や認識などの意味内容を証拠資料とする証拠調べをいうため、その証拠力の判断にあたっては、対象となる文書が挙証者の主張する特定人によって作成されたものであること(文書が真正であること)が必要となります(民事訴訟法第 228 条第 1 項)。

(1) いわゆる「二段の推定」

この点、公文書^{*3}については文書の真正が推定されますが(民事訴訟法第 228 条第 2 項)、契約書のような私文書は、「本人又はその代理人の署名又は押印」があれば真正に成立したものと推定されます(同条第 4 項)。もっとも、その推定を受けるためには、契約書に記載された署名又は押印が本人又はその代理人の意思に基づくことが必要となりますが、判例上、「文書中の印影が本人または代理人の印章によって顕出された事実が確定された場合には、反証がない限り、該印影は本人または代理人の意思に基づいて成立したものと推定するのが相当である」とされています(最判昭和 39 年 5 月 12 日民集 18 卷 4 号 597 頁)。以上を整理すると以下のとおりになります(以下のような二段階の推定を、実務上「二段の推定」といいます。)

^{*1} タイムスタンプ局(TSA; Time Stamping Authority)と呼ばれる第三者の事業者が電子データに時刻情報を付与し、その時刻以前に当該電子データが存在していること(存在証明)、及び、その時刻以降に当該電子データが改ざんされていないこと(非改ざん証明)を証明する仕組みをいいます。

^{*2} 例外として、例えば、事業用定期借地権設定契約については、公正証書によってしなければならないとされており(借地借家法第 23 条第 3 項)、有効な事業用定期借地権設定契約の成立には、契約の申込みと承諾の合致以外に、公正証書の作成という方式の具備が必要とされます。

^{*3} 公務員がその権限に基づき職務上作成した文書をいいます。

- ① 上記最判昭和39年により、私文書中の印影が本人又は代理人の印章によって顕出されたものであるときは、本人又は代理人の意思に基づき押印がなされたものと推定され(一段目の推定)、
- ② 一段目の推定を受ける私文書は、民事訴訟法第228条第4項により、文書の真正が推定される(二段目の推定)

従って、文書の真正を主張する側は、私文書中の印影が本人又は代理人の印章によるものであることを立証すれば*4、相手方の反証がない限り、文書の真正を立証できることとなります。

これに対し、文書の真正を争う側は、以下のような主張・立証活動を行うことになります。

- (a) 一段目の推定の前提を覆すための主張・立証活動の例
 - ・ 文書中の印影が本人又は代理人の印鑑の印影と異なる。
- (b) 一段目の推定を覆すための主張・立証活動の例
 - ・ 印鑑の紛失や盗難により、本人又は代理人の意思に基づく押印が行われていない。
 - ・ 第三者に別の目的で預けていた印鑑が悪用された。
- (c) 二段目の推定を覆すための主張・立証活動の例 ・ 私文書の作成後に文書の内容が改変された。

(2) 電子文書*5の「真正な成立」

伝統的な紙媒体による契約書については、上記(1)のとおり、二段の推定によって文書の真正が推定されることとなります。これに対して、電子文書においては、「文書」への署名又は押印も原則として行われません。そのため、電子文書の成立の真正を主張する側は、「私文書中の印影が本人又は代理人の印章によるものであること」を主張・立証する以外の方法により、電子文書の真正な成立を主張・立証することが必要となります。

この点、電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)(以下「電子署名法」といいます。)第 3 条は、「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。))が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」と規定し、民事訴訟法第 228 条第 4 項に定める二段目の推定と同様の効果を規定しています。そのため、電子署名法第 3 条に定める電子署名(同法第 2 条第 1 項に定める「

*4 実務上は、私文書中の印影が本人又は代理人の印鑑登録証明書の印影と一致することを立証することにより、私文書中の印影が本人又は代理人の印章によるものであることの立証活動が行われることが多いです。

*5 ここでは、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものを「電子文書」と呼びます。

電子署名を」のうち、これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの」。以下「3 条電子署名」といいます。)がなされた電子文書であれば、紙媒体の私文書における二段の推定のうち二段目の推定と同様の推定を受けることができます。もっとも、3 条電子署名についても当該電子署名が本人の意思に基づき行われたものであることが必要となりますが、3 条電子署名が付与された電子文書についても、紙媒体の私文書における二段の推定のうち一段目の推定と同様の推定を受けられるか否かについては、本書作成日現在、必ずしも明らかではありません。そのため、3 条電子署名を行えば、電子文書の真正な成立が当然に推定されとは限らないことに注意する必要があります。

また、電子文書に 3 条電子署名を付与するためには、認定認証事業者^{*6}から電子証明書等の発行を受けることが必要になりますが、これには費用と時間がかかります。

以上のとおり、3 条電子署名を行っただけでは電子契約の真正な成立が当然に推定されるか否かが現時点では必ずしも明らかではなく、また、電子証明書等の発行には費用や時間を要します。そのため、ホームズクラウドにおいては、3 条電子署名によらない方法による電子契約書の真正な成立の立証を可能とするようなプラットフォームを提供することで、電子契約書の安全性を確保することとしています。

(3) ホームズクラウドにおける「電子文書の真正な成立」の確保

紙媒体による私文書における二段の推定や電子署名法上の 3 条電子署名に働く推定効を踏まえると、3 条電子署名を用いない電子文書の成立の真正を主張・立証するためには、1 電子文書が挙証者の主張する特定人(実際にホームズクラウドを操作している自然人をいい、以下単に「特定人」といいます。)の意思に基づき作成されたものであること及び2 電子文書が作成日以降改変されていないことを主張・立証することが重要になります。以下では、ホームズクラウドにおいて、上記1及び2がどのようにして確保されているのかを説明します。

① 電子文書が特定人の意思に基づき作成されたものであること

電子文書が特定人の意思に基づき作成されたものであることを確保するためには、まず、第三者が特定人になりすましていないことの確認が必要となります。クラウドサービスを含めたインターネットの世界では、現実世界に比べると、匿名性が確保されやすく、契約の相手方が特定人であるか否かを確認することが難しい面があります。そのため、第三者が特定人になりすまして契約を締結するリスクが存在することになります。

ホームズクラウドでは、ホームズクラウド上で実際に契約書の作成作業を行っているユーザーが、契約相手方が想定している者と同じである(なりすましでない)ことを確認するため、ホームズクラウド上で、ユーザーの本人確認書類(運転免許証、印鑑証明書等)の写しをアップロードすることが可能な仕組みを整えることにより、第三者が特定人になりすま

^{*6} 認定認証事業者とは、電子署名法同法第 4 条第 1 項の認定を受けた者をいい(同法第 8 条)、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務(自らが行う電子署名についてその業務を利用する者その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行っただけであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいいます(同法第 2 条第 2 項)。)を行います(同法第 2 条第 3 項)。

して電子文書を作成するリスクに対処できるようにしています。

② 電子文書が作成日以降改変されていないこと

ホームズクラウドにより電子契約書を作成・締結する場合、全ての当事者が契約書ドラフトの内容に合意し、契約書の締結を承認した時点で、内容が確定した契約書が PDF ファイルとして生成されると同時に、当該 PDF ファイルのハッシュ値^{*7}が計算され、ホームズクラウドを介して外部のタイムスタンプ局に対し当該ハッシュ値が送信されます。当該ハッシュ値を受信したタイムスタンプ局は、ハッシュ値とその送信時刻の情報を秘密鍵で署名したタイムスタンプトークンを発行し、当該トークンの記録が当該 PDF ファイルに保存されます。

上記のプロセスを経て、それ以降、タイムスタンプトークンの情報を参照しハッシュ値を比較することにより、1 当該 PDF が上記のハッシュ値の送信時刻に存在すること、及び、2 それ以降当該 PDF ファイルの内容に変更が加えられていないことを確認することが可能となります。ユーザーは当該 PDF ファイルに埋め込まれた情報を参照することによって、上記1及び2の情報を確認することができます。

文書が作成日以降改変されていないか否かは紙媒体によって文書を作成する場合でも問題になり得ますが、ホームズクラウドによって作成された契約書は、以上のような電子的な方法によって改変の有無を確認することで、より安全な契約書を作成することを目指しています。

1. 契約締結権限・社内手続の履践

(1) 契約締結権限・社内手続履践の必要性

法人間で電子文書(電子契約)を締結する際には、実際に電子契約の締結手続を行う者が特定人である(なりすましでない)かどうかだけではなく(上記 2.)、当該特定人が契約締結権限を有していたか、また、当該契約の締結に関して法人内で必要とされる手続が全て履践されているかという点も問題になります。法人による契約の締結の際には、実際に調印を行う者が、かかる調印について法人から正当に授權された者であることが必要となります。株式会社であれば、会社を代表する権限は代表取締役が有している場合が多いため、契約書に表示される調印者が代表取締役である場合には、調印者が会社を代表する権限を有していることが確認できますが^{*8}、担当部の部長等が調印者となることも珍しくなく、契約書に調印者として表示される部長等が会社を代表して契約書に調印する権限を有しているかについては確認

^{*7} ハッシュ関数を用いて求められる、一定のデータを一定の法則に基づき不可逆的に変換し、短縮した数値のことをいいます。一般的に、異なるデータを同じハッシュ値となるように変換することは困難であるとされ、改ざん検知やファイルの同一性確認に有用であるとされています。実務上は、配信されたメールのメッセージが改ざんされていないか、ウェブサイトからダウンロードしたファイルが破損していないか等を確認する目的で使用されています。

^{*8} もちろん、この場合でも、実際に契約書に押印する者が、かかる押印を行う権限を有しているかについては、別途問題となり得ます

が必要となります。また、契約書に表示される調印者が代表取締役であったとしても、法令^{*9}又は社内規則により、一定の手続(取締役会の決議など)の履践が必要となる場合もあります。そのため、契約書に表示される調印者が一般に法人を代表する権限を有しているとしても、個別具体的な契約の締結に際して社内の必要な手続を履践しているのかについても、別途確認する必要があります。こうした契約締結権限や社内手続の履践については、紙媒体の契約書の作成においても確認することが容易ではないことも珍しくありません。

(2) ホームズクラウドにおける契約締結権限・社内手続履践の確認

上記(1)の点について、ホームズクラウドでは、以下のような仕組みを採用することにより、契約締結権限や社内手続の履践を確認することを可能にしています。

① 契約締結権限の確認方法の例

法人間の契約において、契約の調印者が契約締結権限を有しているかについては、特に当該調印者が代表取締役以外の者である場合には、電子契約又は紙媒体の契約書の如何を問わず、契約書の作成・締結プロセスからのみでは直ちに明らかにしないため、実務上当該契約締結権限を確認することは容易ではありません。

もともと、実際の契約締結実務においては、相手方の職務権限規程等の社内規則を確認することで、契約の調印者が契約締結権限を有していることを確認することが考えられます。ホームズクラウドにおいても、上記の手法に準じて、ユーザーが職務権限規程等の社内規則をアップロードすることで、契約相手方が調印者の契約締結権限を確認することができる仕組みを整えています。

また、ホームズクラウドのアカウントを保有しているユーザーの契約締結権限については、ホームズクラウドのシステム上、ユーザー内部での承認フローを事前に設定し、一元的に管理することが可能であるため、ホームズクラウド上で契約締結権限を有する者による承認がなされない限り契約締結を行うことができないことが可能となる仕組みを整えています。これにより、ユーザー内部で契約締結権限を有さない者により契約が締結されることを防ぐことが可能となり、契約締結の相手方から、契約締結権限に対する信頼を得られやすい状況を整えることができます。

なお、ホームズクラウドを利用して電子契約を締結する場合、ホームズクラウド上で実際に契約書を作成し、その締結を承認する(電子サインを行う)実務を担当する者(契約実務担当者)と、作成される契約書に締結者として記載される者が異なるケースも考えられます。この場合、契約実務担当者は、契約締結者の代理人(又は使者)として活動しているものと考えられますが、契約実務担当者が契約締結者から契約締結権限を与えられているのか否かが問題となり得ます。この点について、ホームズクラウドでは、契約実務担当者と契約相手方との間のホームズクラウド上での契約締結段階において、CCとして契約締結者の

^{*9} 例えば、会社法上、「重要な財産の処分及び譲受け」や「多額の借財」については、取締役会の決議が必要とされています(会社法第362条第4項第1号、第2号)

メールアカウントを加えた上で、同内容のメールを送付できる仕組み等を整えることにより、契約の相手方が当該権限を確認できるようにしています。

② 社内手続の履践の確認方法の例

法人間の契約においては、電子契約又は紙媒体の契約書の如何を問わず、契約の調印者が契約締結権限を有していたとしても、その者が社内手続上必要とされる手続を履践しているかについては、契約書の作成・締結プロセスからのみでは直ちに明らかにしないため、実務上当該手続の履践状況を確認することは容易ではありません。

もっとも、上記への対応として、実務上、例えば、当該契約の締結に際して取締役会の決議が必要な場合には、当該決議に係る取締役会議事録の原本証明付写しの提出を求めることが行われています。ホームズクラウドにおいても、上記の手法に準じて、代表印による押印のある代表者による原本証明文言が付された取締役会議事録の写しを ホームズクラウド上にアップロードし、契約相手方が当該写しを確認することにより、適正な社内手続を履践したことを確認することが可能な仕組みを整えています。

以 上

注意事項・免責事項

1. 当社は、電子契約書の安全性について、本書に記載するとおりに考えることが合理的であると考えておりますが、本書作成日現在、電子契約書の安全性、とりわけ、争訟手続における証拠能力・証拠力については、明示的な法令上の規定や確立された裁判所の判断等は存在していません。そのため、当社は、管轄権を有する裁判所により将来なされ得る判断に関し何ら意見を述べるものではなく、また、将来当社の意見と同内容の判断がなされることを何ら保証するものではありません。
2. 当社は、本書を作成するにあたって、西村あさひ法律事務所からのアドバイスを得ており、正確な情報を記載するように十分な注意を払っています。しかしながら、当社は、本書に記載されている情報の正確性、信頼性及び完全性について、明示又は黙示を問わず、何ら保証するものではありません。
3. 本書には、法律、会計、財務、税務及びコンプライアンスに関する利用者向けの助言は一切含まれておりません。それらの助言は貴社の弁護士、財務アドバイザー、会計士及び税理士等の専門家へお問い合わせ下さい。当社は、本書に記載された情報に依拠した結果として生じ得る一切の損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、ホームズクラウドを利用して締結された契約の適法性、有効性及び強制執行可能性については何ら表明し、また保証するものではありません。当社は、ホームズクラウドを運営し、電子契約書を作成するプラットフォームを提供していますが、ホームズクラウドを利用して締結されるいかなる契約、合意等(名称の如何を問いません。)の成立を媒介する立場にはなく、また、実際に媒介するものではありません。また、当社は、ホームズクラウドの利用者に対し、ホームズクラウドを利用して締結される契約に関して法律、会計、財務、税務及びコンプライアンスに関するアドバイスを提供するものではありません。それらの助言は貴社の弁護士、財務アドバイザー、会計士及び税理士等の専門家へお問い合わせ下さい。
5. 本書に記載される内容は、事前の予告なく、変更されることがあります。また、本書作成日後における法令の改正、廃止その他の事由による変更又は解釈の変更その他の事由により、本書の記載内容が不正確なものとなった場合であっても、当社は、本書を補正し、変更し、改訂し、修補し、また作成し直す義務又はかかる変更、改訂、修補若しくは再作成が必要となった旨を通知する義務を負担するものではありません。
6. 本書は、貴社が上記の注意事項・免責事項に同意することを条件に、貴社に交付されるものです。